

Q13	私は、浜松市立中学校で対象となる任用形態の講師等として合計4年の実務経験がありますが、そのうち2年間は発達支援学級の担任をしていました。「発達支援推進教員(中学校)」を特別選考B-エで受験することは可能でしょうか？また、「中学校教員」を第2希望として併願受験する場合は、教科専門又は実技試験を受ける必要があるのでしょうか？	A	特別選考B-エで受験するために必要な3年間の実務経験をもつとともに、「発達支援推進教員」の受験に必要な発達支援学級担任を2年間経験されていますので、受験することが可能です。「中学校教員」と併願受験する場合も、第1希望と同じ学校種であるため、教科専門試験又は実技試験を受ける必要はありません。
Q14	私は、前年度、小学校教員区分で補欠となりました。今年度、特別選考Aでの受験を考えていますが、中学校教員(教科)区分を併願受験することはできますか？	A	できます。ただし、この場合は小学校教員区分の第1次選考試験は免除となりますが、中学校教員(教科)区分の教科専門試験又は実技試験を実施します。なお、発達支援推進教員(小学校)区分を併願受験する場合は、追加して実施する試験項目はありません。

### ◆勤務実績証明書について

Q15	令和元年3月まで、2年連続して講師等をしていたので、勤務実績証明書を提出したいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか？	A	まず、直近の勤務実績のある学校の校長に連絡をしてください。勤務実績証明書作成の依頼をし、承諾をいただいた段階で様式を学校へ送付してください。このとき、厳封で返送してもらうことも忘れずに連絡をしてください。
Q16	勤務実績証明書を提出したいと思いますが、勤務していた時の校長が転任(又は退職)していました。どうしたらよいでしょうか？	A	このことを直近の勤務実績のある学校の現在の校長に伝えてください。当時の勤務の様子から、現在の校長が作成します。
Q17	複数の学校で通算12か月以上講師等をしました。この場合、勤務実績証明書はどの学校で作成してもらえばよいでしょうか？	A	任用期間が一番長い学校の校長に作成を依頼してください。

### ◆その他

Q18	合格できなかった場合、自分の試験結果を詳しく知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか？	A	第1次選考試験で不合格となった方には、結果通知の発送時に簡易的な結果総合ランク(不合格者中でのランクをABCの3段階で表したもの)をお知らせすることができます。志願票に希望の有無を記入してください。第2次選考試験で不合格者中でのランクをABCの3段階で表したものを知らせるための案内を結果通知の発送時に示しますので確認してください。また、不合格となった方で個人成績の詳細について知りたい方には、合格発表日以後1年間に限り、本人の申請に基づいてお知らせします。詳しくはお問い合わせください。
Q19	浜松市立小・中学校教員の勤務条件はどのようになっていますか？	A	(勤務時間・休暇について) ・勤務時間は1日7時間45分、週38時間45分です。 ・日曜日・土曜日を週休日、祝日・年末年始(12/29~1/3)を休日としています。この他に学校ごとに閉庁日を設けています。 ・年次休暇については、年間20日(新規採用教員については15日の付与があり、最大で20日分、翌年に繰り越すことができます。 ・私傷病休暇・産前産後休暇といった特別休暇や夏季休暇、介護休暇などがあります。 (給与について) 初任給は以下の通りです。 ○大学院修了:約257,000円 ○大学 卒業:約233,000円 ○短大 卒業:約208,000円 ※ 教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当、特例給料月額を含みます。 ※ 6月と12月に期末手当、勤勉手当が支給されます。 ※ この他、通勤手当や住居手当等、個人の事情に応じて手当が支給されます。
Q20	浜松市で臨時的任用職員(従来の臨時講師)として勤務したいのですが、手続きの仕方を教えてください。	A	登録制となっています。必要な免許状を持っている方、取得見込みの方ならどなたでも登録できます。志願票の登録希望の欄に、希望「有」に○をつけてください。その後、浜松市教育委員会教職員課(053-457-2414)に御連絡いただき、指示を受けてください。 ※ 今年度より、臨時的任用職員(従来の臨時講師)の勤務、給与、休暇等が正規教員と同等の待遇となりました。

令和3年度採用(令和2年度実施)

# 浜松市立小・中学校教員採用選考試験要項

出願期間

令和2年4月6日(月)から5月8日(金) ※消印有効

試験期日

第1次選考試験

令和2年7月 4日(土) 5日(日)

第2次選考試験

令和2年8月18日(火)19日(水)

令和2年4月 浜松市教育委員会

## 浜松で先生をやらまいか！



### 1 選考試験の目的

この選考試験は、令和3年度の浜松市立小・中学校教員の採用にあたっての選考資料を得るために実施します。また、この選考試験は任期付教員の選考(P5参照)を兼ねるものとします。

### 2 選考試験実施区分(以下「試験区分」という)、採用予定数、教科等

試験区分	採用予定数	教科等
小学校教員	80人程度	
中学校教員	各教科合計 50人程度	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
発達支援推進教員	10人程度	小・中学校のいずれかの希望する試験区分の教科等 ※小・中学校において主に特別支援教育に携わる教員
養護教員	若干名	小・中学校の養護教員
障がい配慮した選考	若干名 (上の採用予定数に含む)	小・中学校教員、発達支援推進教員、養護教員いずれかの希望する試験区分の教科等

※ 採用予定数は、令和2年4月1日現在の人数です。実際の合格者数とは異なることがあります。

### 3 受験資格

次の(1)から(3)のすべての要件を満たす方が受験できます。

- (1) 昭和36年4月2日以降に生まれた方
- (2) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
- (3) 試験区分ごとに、令和3年4月1日時点で有効な、次の表に示す必要とする免許状を有する方又は取得見込みの方、発達支援推進教員区分に関しては要件に該当する方

試験区分	必要とする免許状 及び 要件
小学校教員	○小学校教諭普通免許状
中学校教員	○教科についての中学校教諭普通免許状
発達支援推進教員	○小学校教諭普通免許状又は教科についての中学校教諭普通免許状 ○上の免許状に加え、次のア又はイに当てはまる方 ア 特別支援学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの方 (特別専攻科に進学し、特別支援学校教諭普通免許状を取得予定の方を含む) イ 特別支援教育担当者としての経験のある方  「特別支援教育担当者としての経験」とは、次のいずれかの場合を指します。 ・ 特別支援学校において、臨時的任用の講師として、令和元年度に勤務経験を有し、かつ、直近の2年間で12か月以上勤務した方 ・ 国公立学校において特別支援教育に携わった経験が2年以上ある方(小・中学校の特別支援学級(浜松市では発達支援学級)の担任、通級指導教室担当、特別支援学校での教職経験) ※ 発達支援教育指導員、学習支援員、スクールヘルパー等は対象となりません。
養護教員	○養護教諭普通免許状
障がい配慮した選考	○小・中学校教員、発達支援推進教員、養護教員いずれかの希望する試験区分に必要な免許状及び要件 ○「障がい配慮した選考申請書」の提出ができる方  「障がい配慮した選考申請書」には下のいずれかの写しを添付していただきます。 ・ 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳(児童相談所、知的障害更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターの判定書等) ※ 試験における配慮の内容が決定したら、受験者に通知をします。

### ☆「発達支援推進教員」について

ア	浜松市立小・中学校において、市の発達支援教育の理念を踏まえ、主に発達支援教育(特別支援教育)の推進に携わる教員です。
イ	採用時の身分(補職名)は原則として教諭です。
ウ	採用後、発達支援推進教員として担うことが期待される主な校内分掌等 ○ 発達支援学級(特別支援学級)担任 ○ 通級指導教室担当 ○ 発達支援教育コーディネーター ※ 通常の学級の学級担任、教科担任を行うこともできます。

## 4 選考と採用

- 後掲5の選考の種類と特色ある選考に基づく選考試験を行い、最終合格者を新規採用候補者とします。
- 新規採用候補者としての名簿掲載期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。
- 新規採用候補者となっても、次の場合は採用候補者名簿への掲載を取り消します。
  - 必要とする免許状を取得見込みの方が、令和3年4月1日までに取得できない場合や、卒業遅延の場合
  - 所持する免許状の有効な状態を保持できない場合
  - 志願票等の提出書類の内容に虚偽があった場合
  - 公務員としての信用失墜行為があった場合
- 採用の日から1年間(養護教諭は6か月間)は条件附採用であり、この間良好な成績で職務を遂行したと認められたとき、正式採用となります。
- 新規採用候補者となった方は、健康な状態で勤務していただくために健康診断を受け、浜松市教育委員会指定の診断票を提出していただきます。
- 日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として採用します。
- 令和3年度新規採用教員補欠となった方は、原則として、その期間は令和3年2月28日までとします。

## 5 選考の種類と特色ある選考

### (1) 選考の種類

選考には、以下の種類があります。第1次選考試験において資格要件等を満たすものを選択して受験することができます。

選考の種類	対象者(資格要件等)	第1次選考試験受験項目	
一般選考	前掲3の受験資格を満たす方であれば、どなたでも一般選考を選択できます。	①教職・一般教養 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査	
特別選考A	前年度補欠者  前掲3の受験資格を満たし、2020年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験を受験し「 <b>補欠</b> 」となった方。ただし、補欠となった試験区分(中学校教員区分においては教科)での受験に限ります。	④適性検査	
特別選考B	ア 他都市現職教諭(実務経験2年以上)	国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として令和2年4月1日現在在籍し、 <b>実務経験が2年以上の方</b>	③個人面接 ④適性検査
	イ 前年度第1次選考試験合格者	2020年度浜松市立小・中学校教員採用選考試験 <b>第1次選考試験に合格した方</b>	②教科専門 ③個人面接 ④適性検査
	イ 他都市現職教諭(実務経験2年未満)	国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として令和2年4月1日現在在籍し、 <b>実務経験が2年未満の方</b>	③個人面接 ④適性検査
	ウ 元教諭・講師等	以下のaからcのうち1つの条件を満たす方 a: 国公立学校の教諭・養護教諭(任用の期限を付した教諭等は含まない)として通算12か月以上の実務経験をもつ方 b: 国公立学校において、 <b>対象となる任用形態の講師等(※)</b> として、令和元年度に勤務経験を有し、かつ、直近の2年間で通算12か月以上勤務した方 c: 静岡県内教育施設(浜松市教育センター、浜松市かわな野外活動センター、観音山少年自然の家、浜松科学館、三方原学園等)の職員として令和元年度に通算10か月以上勤務した方	①教職・一般教養又は課題作文のいずれかを選択 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査
エ 浜松市の講師等(実務経験3年以上)	<b>浜松市立小・中学校において</b> 、対象となる任用形態の講師等(※)として令和元年度に勤務実績を有し、かつ、 <b>3年以上実務経験をもつ方</b>	③個人面接 ④適性検査	
特別選考C	大学等推薦者  浜松市教育委員会が指定した大学等から推薦を受け、浜松市立小・中学校教員を第一志望とする方で、教育委員会の選考の結果「特別選考C」の対象者として認められた方 ○ <b>本人の希望のみでは受験できません。</b>	③個人面接 ④適性検査	
特別選考D	国際貢献活動経験者  独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊、日系社会青年ボランティアで、原則として継続した2年間の実績を有する方	①教職・一般教養又は課題作文のいずれかを選択 ②教科専門 ③個人面接 ④適性検査	



## ※ 「対象となる任用形態の講師等」について

対象となる任用形態の講師等は以下の通りです。

ア 任用の期限を付した教諭等(任期付教員)

イ 臨時講師等(臨時的任用の常勤講師)

- ・産休代替・育休代替・同行休代替・休職代替・私傷病休代替・介護休代替・研修代替
- ・少人数学級編制等・その他の臨時講師等(欠員補充等)

ウ 非常勤講師等(単独で教科指導を行い、週10 時間以上勤務しているもの)

- ・初任者研修実施(指導教員後補充)・小学校専科担当教員充実(理科)・主幹教諭後補充
- ・はままつ式(静岡式)少人数学級編制・小規模小学校支援等

これらの名称は令和元年度までの「浜松市教育委員会臨時講師等の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する要綱」「浜松市立小中学校非常勤講師等の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する要綱」に定めるものです。浜松市以外の自治体の名称で「特別選考B-ウ」の対象となるかについてはお問い合わせください。

## ☆特別選考C「大学等推薦特別選考」について

ア 浜松市教育委員会が指定した大学等から推薦を受けた方が対象となります。(指定の有無は大学等から通知があります。)

イ 浜松市の教員を第1 希望とする方を対象とします。

ウ 令和3年3月に大学(大学院)又は教職大学院を卒業(修了)見込みの方を対象とします。

エ 志願に必要な書類(P9、10参照)を封筒に入れ、大学等に提出し、大学等が取りまとめて出願することになります。

オ 選考の結果、特別選考Cの対象となった方は、第1次選考試験の「教職・一般教養試験」「教科専門試験」を免除します。

カ 特別選考Cでの受験の可否は、受験票の発送時に通知します。特別選考Cの対象とならなかった場合は、一般選考での受験となります。

キ 詳細は、各大学等の担当者に確認してください。

## (2) 特色ある募集

### 【障がいに配慮した選考区分】

前掲3の受験資格を満たし、障がいのある方で希望する場合は、「障がいに配慮した選考」区分での選考を行います。(選考の種類は、5(1)の表の中から選択していただきます。)

<実施方法・配慮事項等>

- ・ 一般選考又は特別選考AからDと同様の試験を行いますが、選考は別に行います。
- ・ 第1次選考試験における「教職・一般教養試験」を「課題作文(これまでの経験に基づくテーマ)」に代えることができます。
- ・ 具体的な試験の実施方法等は、提出していただいた「障がいに配慮した選考申請書」の内容を踏まえて検討し、障がいにより受験者が不利になることがないように配慮します。
- ・ 実施方法等が決定したら、受験者に通知します。

## 【大学院在学者・進学者、特別専攻科進学者に対する特例】

前掲3の受験資格を満たし、次のアからウに該当する方で希望する方が第2次選考試験に合格した場合、新規採用候補者としての名簿登載期間を変更することができます。

ア 学校教育法に基づく大学院修士課程に在籍する方(教職大学院、一般の大学院を問いません。)

イ 学校教育法に基づく大学院修士課程に進学する方(教職大学院、一般の大学院を問いません。)

ウ 学校教育法に基づく大学の専攻科に進学する方(特別支援学校教諭普通免許状取得を目的としたものに限りです。)

※ 志願票の記入欄に希望の有無等を記入してください。

※ 第2次選考試験に合格した場合、結果通知とともに「採用候補者名簿登載期間の変更願」を送付します。その変更願に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、浜松市教育委員会に提出してください。変更願を受け、浜松市教育委員会が変更を認めた場合、「名簿登載期間変更決定通知書」を伝達します。

※ この特例により出願した方が、修了予定年月までに修士課程又は専攻科を修了しない場合は、新規採用候補者名簿への登載を取り消します。

## 【バイリンガル選考】

前掲3の受験資格を満たし、日常生活や学校において必要なポルトガル語又はスペイン語を理解し、それぞれを母語とする人とのコミュニケーションが可能な方で希望する方は、第1次選考試験2日目の個人面接又は終了後に、ポルトガル語又はスペイン語による特別面接を加えて行います。この特別面接の評価により最大10点を第1次選考試験の総合点に加点します。

## 【再採用希望教員選考】

前掲3の受験資格を満たし、次のア及びイに該当する方は、第1次選考試験の全てを免除し、第2次選考試験において特別面接を行います。

ア 浜松市教育委員会が任命権を有する教育職員で、要介護者を介護するため、やむを得ず自己都合退職(離職)し、離職時に、再び採用されることを所定の方法で届け出た方(再任用、臨時講師等の方は除きます。)

イ 再採用を希望する年度の教員採用選考試験募集期間までに志願書(浜松市教育委員会教員採用選考試験における再採用希望教員選考に係る取扱要綱様式第3号)を提出した方

※ 対象の方は、詳細についてお問い合わせください。(053-457-2414)

## (3) 任期付教員の採用について

育児休業や配偶者同行休業を取得する教員の代替として、又は欠員を補充するために勤務する任期付教員について、志願票の記入欄に任期付教員候補者名簿への登載希望の有無を記入してください。任期の定めのない教員(正規教員)を希望せず、任期付教員のみを希望する場合も、志願票の記入欄に記入してください。

※ 令和2年度から浜松市の任期付教員候補者名簿に登載されている方は希望することができません。

## ☆任期付教員について

任期付教員とは、育児休業や配偶者同行休業を取得する教員の代替として、又は欠員を補充するために勤務する教員で、正規教員と同様の職務に従事します。任期が決められていること以外、給与、勤務時間等の勤務条件については、原則として正規教員と同様の扱いになります。任期付教員候補者名簿への登載期間は3年で、名簿登載・任用中であっても浜松市立小・中学校教員採用選考試験の受験は可能です。詳しくは、浜松市公式ホームページにて確認をしてください。

## 6 試験項目と試験内容

### <第1次選考試験>

選考の種類により、下表の試験及び面接、検査を行い、第1次選考試験合格者を決定します。

#### (1) 選考種類と試験項目

試験項目	①		②	③	④	*
	教職・一般教養	課題作文	教科専門	個人面接	適性検査	特別面接
一般選考	○	—	○	○	Web実施	—
特別選考A	—	—	—	—	Web実施	—
特別選考B	ア	—	—	○	Web実施	—
	イ	—	—	○	Web実施	—
	ウ	△	○	○	Web実施	—
	エ	—	—	—	○	Web実施
特別選考C	—	—	—	○	Web実施	—
特別選考D	△	—	○	○	Web実施	—
*バイリンガル選考	該当する選考の種類の試験項目に加え、特別面接を実施します					◎
障がい配慮した選考	該当する「選考の種類」の試験項目を実施します ※ 「障がい配慮した選考申請書」をもとに必要な配慮をします					

<記号の見方> ○:必須 △:選択 ◎:他の試験項目に加えて行う

#### (2) 試験内容

試験項目	試験内容
① 教職・一般教養試験 (60分)	○人文・社会・自然科学等に関する一般教養試験 ○教育原理・教育心理・教育関係法規に関する教職専門試験
① 課題作文 (60分)	○特別選考B-ウ:「教育実践に基づくテーマ」 ○特別選考D:「国際貢献活動経験に関するテーマ」 ○障がい配慮した選考:「これまでの経験に基づくテーマ」
② 教科専門試験 (80分)	小学校教員 ○小学校全教科に関する専門試験(6教科実施) ・国語、社会、算数、理科の4教科は必須 ・音楽、図画工作、体育、家庭、外国語活動・外国語から2教科選択 <b>【持ち物】三角定規、コンパス</b>
	中学校教員 ○受験する教科に関する専門試験 <b>【持ち物】数学・技術:三角定規、コンパス 理科:三角定規 美術:定規・コンパス 英語:英和辞典、和英辞典(電子辞書は不可)</b> ・音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語は実技試験を別に行います
	養護教員 ○養護に関する専門試験 ・応急処置等についての実技試験を別に行います
③ 個人面接(15分)	○受験者1人面接委員3人による面接を行います
④ 適性検査(15分)	○受験票発送後、インターネット上で検査を行います ※検査を受ける方法等については受験票発送時に通知します
* 特別面接(15分)	○ポルトガル語又はスペイン語でのバイリンガル面接

### <第2次選考試験>

第1次選考試験合格者に対して以下の面接、レポート作成及び検査を行い、第2次選考試験合格者を決定します。

- ア 個人面接(受験者1人面接委員3人による面接を行います。)
- イ 授業・保健に関する面接(受験者1人面接委員3人による面接を行います。)
- ウ 学校教育に関するレポート(浜松市の教育に関するレポートの作成を行います。)
- エ 適性検査(第1次選考試験結果発送後、インターネット上で検査を行います。)

※ 特別面接(離職再採用を希望する方のみ実施します。)

## 7 併願受験

第1希望、第2希望の両方の試験区分の試験資格があり、希望する方は、次の表の○で示す区分の併願受験をすることができます。

試験区分	試験項目	第2希望試験区分			
		小学校教員	中学校教員	発達支援推進教員 (小学校)	発達支援推進教員 (中学校)
第1希望試験区分	小学校教員		○	○	
	中学校教員	○			○
	発達支援推進教員 (小学校)	○			
	発達支援推進教員 (中学校)		○		

#### (1) 併願受験の際の試験項目

第1希望の試験区分での試験項目に、第2希望の試験区分の一部を加えて行います。

試験区分	第1希望試験区分の試験に加える試験項目
第1次選考試験	第2希望試験区分の「教科専門試験」又は「実技試験」を実施します ○ 小学校を第2希望とする方:教科専門試験(3教科) ・国語、算数は必須 ・社会、理科、音楽、図画工作、体育、家庭、外国語活動・外国語から1教科選択 ○ 中学校(国語、社会、数学、理科)を第2希望とする方:教科専門試験 ○ 中学校(音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語)を第2希望とする方:実技試験 ※ 発達支援推進教員区分を併願する場合は試験項目に加えるものではありません
第2次選考試験	第2希望試験区分の「授業に関する面接」を実施します

#### (2) 出願時の注意

採用時に配置を希望する順位で、第1希望、第2希望の試験区分を選択するようにしてください。(中学校教員を選択する場合には、希望する教科を明確にしてください。)